

押切町内会 令和8年第1回役員会議

日時 令和8年4月12日(日) 19時～20時30分
場所 押切公民館
参加者 町内四役 顧問 前期組長
議題 新年度に向けての確認・資料配布

打合せ内容

1. 新四役、新前期組長 自己紹介
2. 新年度に向けての確認事項
「令和8年度押切町内会役員並びに各種団体代表者」の確認
3. 町内会総会について

日時：4月19日(日) 19時～20時30分

*出席者

- ・令和8年度役員並びに各種団体(防災 子供会 健全育成等)名簿掲載者、令和7年度役員・団体代表者、前期組長、出席希望の町内会員
- ・都合上出席できない会員は委任状を提出する。組長は各組員に委任状を配布・回収し、総会当日持参する。

4. 町内一斉清掃について

日時：4月19日(日) 8時～9時40分頃

- ・市指定のごみ袋(ビニール袋 20袋入り)は12日(本日)配布します。

配布枚数

- ・(ビニール袋) 1梱包20袋 1-1 2 4 6 8-1組
2梱包40袋 1-2 3 5 7 8-2組

- ・(麻製土嚢袋)

1-1組5枚 1-2組10枚 2組7枚 3組5枚 4組0枚 5組13枚

6組2枚 7組3枚 8-1組7枚 8-2組0枚

- ・回収ルート 地図参照 1-2(8時40分) ⇒ 1-1 ⇒ 2 ⇒ 3 ⇒ 5 ⇒
6 ⇒ 7 ⇒ 8-1 ⇒ 8-2 ⇒ 3 ⇒ 1-2

5. 配布書類について

- ① 「令和8年度押切町内会役員並びに各種団体代表者名簿」 ※取扱い注意
- ② 「令和8年度「押切町内会総会」開催のお知らせ」
(各組員宅に配布し、委任状を総会当日に持参)
- ③ 「令和8年度押切町内一斉清掃のお知らせ」
「回収ルート地図」
- ④ 「町内会入会届」 2部
- ⑤ 「町内会退会希望届」2部
- ⑥ 「町内会員ご不幸の届」2部
- ⑦ 「町内清掃予定表」

6. 「令和8年度用会員名簿」作成

- ・「回覧用」の電話番号記入用紙を組別に回覧し、現在の電話番号を記入してもらう。
- ・「組長用」は、準会員が記載されており組長が保管する。
- ・「回覧用」電話番号を4月30日(木)までに、会長成瀬宅か副会長鈴木宅まで提出して下さい。

7. 町内会費

- ・総会当日でも会費の納入が^可能で、町内会計から領収書をお渡しします。

会員：700円/月 準会員：500円/月 (準会員には、町内から個人宛の領収書を渡す。)

8. 廃品回収について

今年1月迄回収を依頼していた「マルテン紙業」が、日曜日にドライバーを確保出来なくなり回収を終了するとの通知がありました。

(対象の廃品物： 新聞・雑誌・段ボール・牛乳等紙パック・ミックス古紙・

ペットボトル・白色トレイ・白色発砲スチロール、アルミ缶)

対応を検討中ですが、現在上記の廃品物には下記の出し方があります。

- ① 町内の指定の回収場所に決められた曜日に出す。
 - 第1・第3月曜日：アルミ缶
 - 第2・第4月曜日：アルミ缶以外の廃品物
- ② 「マルテン紙業」に直接持って行く。
 - ・ 対応曜日・時間： 日・月 9:00~12:00 火・水・木・金 9:00~15:00
 - ・ 場所：錦田中学校前の道路を遺伝研側に少し下った所
 - ・ 重量に応じてトイレットペーパーまたは現金と交換 (ポイントカードあり)
 - ・ 担当者が不在の場合があるので、事前に電話で確認する。(Tel:971-2435)
- ③ 市内の最寄りの回収場所に直接持って行く。

9. 町内会費細則について

現行の「町内会費細則」

第1条 会員は、規約に定められた会費を指定期日までに納入しなければならない。

第2条 要保護者および居住者以外の次の各号に該当する者の会費は、役員会において決定する。

(1) 工場、作業場、出店、駐車場等の所有者又は管理者、不在地主等。

(2) 母子家庭の者、保護家庭の者その他の事由による者等。

第3条 75才以上(満年齢に達した次の年度から)の世帯主から、町内会費減額の申請があった場合は、町内会費を1ヶ月500円とする。

附 則

この細則は、平成11年7月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成17年11月23日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年12月13日から施行する。

(第3条は、令和2年12月13日の役員会において採決・追加

旧条文では、第2条(3)で「世帯主が、75才以上(満年齢に達した次の年度から)の世帯に合っては、1ヶ月500円とする。」となっていた。)

改訂案 下記の第4条を追加する。

第4条 会員が、押切町内に居住しない期間は、町内会費を徴収しないこととする。

(注) 8、9項目に関しては回覧で伝達する予定です。

以上